

大磯中学校PTA **慶弔見舞金規定**（内規）

平成3年12月3日制定

第1条 会員に対し支給する慶弔金及び見舞金は、本規定による。ただし、学級又は学年において相当と認める場合には、本規定によるほか、各学級又は学年単位で、別に慶弔金及び見舞金を支給することができる。

第2条 会員又はその親族が死亡したときは、次の各号により弔慰金を支給する。

- 1 会員が死亡したとき 金5,000円
- 2 会員の配偶者が死亡したとき 金5,000円
- 3 会員の子（在籍者に限る）が死亡したとき 金5,000円
- 4 前各号のほか特別の事情のあるときは、これを考慮して花輪又は生花を供することができる。

第3条 会員（教職員に限る）が結婚又は出産（配偶者の場合も含む）したときは、次の各号により祝金を支給する。

- 1 結婚したとき 金5,000円
- 2 出産したとき（第1子の場合に限る） 金5,000円

第4条 会員が不慮の罹病又は罹災をしたときは、次の各号により見舞金を支給する。ただし、同一の罹病又は罹災に対する見舞金の支給は、原則として、1回のみとする。

- 1 会員（教職員に限る）又は会員の子（在籍者に限る）が罹病し引き続き1ヶ月以上入院加療をするとき 金5,000円
- 2 会員が火災・水害等不慮の罹災をしたとき 金5,000円

附則

第5条 本規定は、平成4年4月1日より実施する。